

一般社団法人鳥取県介護福祉士会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人鳥取県介護福祉士会と称する。

(目的及び事業)

第2条 当法人は、介護福祉士の職業倫理及び専門性の確立、介護福祉に関する専門的教育及び研究の推進並びに介護に関する知識の普及を図り、介護福祉士の資質及び社会的地位の向上に資するとともに、鳥取県民の福祉の増進に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 介護福祉を通して、社会福祉の増進に資する事業
2. 介護福祉に関する調査研究に関する事業
3. 介護福祉・障がい福祉及び保健に関する講演会等の啓発事業
4. 介護福祉事業・障がい福祉事業に関する調査及び評価事業
5. 介護福祉・障がい福祉に関する業務に従事する為の資格取得事業
6. 福祉・保健・医療その他関係団体との連携及び情報交換に関する事業
7. 介護福祉士の資質向上に関する研修会等の開催に関する事業
8. 介護福祉士の教育機関に協力し、教育の向上に資する事業
9. 介護福祉士の社会的地位向上に関する事業
10. 前各号に掲げるもののほか当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

(機関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 社員及び会員

(社員の資格)

第6条 当法人の構成員は次のとおりとし、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

1. 代議員 本定款の規定に基づき正会員の中から選挙によって選出された者
2. 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護福祉士であつて、鳥取県内に住所又は勤務地を有し、当法人の目的に賛同して入会した者
3. 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(代議員の選出)

第7条 代議員（「社員」以下同じ。）は、正会員の住所又は勤務地に応じて、県内を3つの地区にわけ、各地区毎に正会員による選挙により選出する。

② 前項の地区の名称及び区域は、次のとおりとする。

1. 名称 東部地区
区域 鳥取市、八頭郡及び岩美郡
2. 名称 中部地区
区域 倉吉市及び東伯郡
3. 名称 西部地区
区域 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

③ 地区選出の代議員の数は、第1項の選挙を行う事業年度初日の正会員数を基準とし、地区の正会員数が10名以下の地区では1名、11名～20名の地区では2名、20名を超える地区では正会員数10名ごとに1名を追加する。

④ 第1項の選挙においては、正会員は、等しく選挙権及び被選挙権を有し、理事及び理事会は、代議員を選出する権限を有しない。

⑤ 代議員の選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

(代議員の任期)

第8条 代議員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、任期満了後においても後任者が選出されるまではその職務を行わなければならない。

② 代議員が社員総会決議取消しの訴え（法人法第266条第1項）、解散の訴え（法人法第268条）、責任追及の訴え（法人法第278条）及び役員解任の訴え（法人法第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、前項本文の規定にかかわらず、当

該訴訟が終結するまでの間、当該代議員はなお法人法上の社員たる地位を有するものとする。ただし、当該代議員は、役員を選任及び解任並びに定款変更についての議決権は有しないものとする。

- ③ 任期満了前に退任した代議員の補欠として選出された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- ④ 増員により選出された代議員の任期は、他の代議員の任期の残存期間と同一とする。

(補欠代議員の選出)

第9条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えてあらかじめ補欠の代議員を社員総会において選出することができる。この場合の代議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

- ② 補欠の代議員を選出する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 1. 当該候補者が補欠の代議員である旨
 2. 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選出するときは、その旨及び特定の代議員の氏名
 3. 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選出した場合にあつては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選出するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- ③ 第1項の補欠代議員の選出に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(正会員の権利)

第10条 社員でない正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

1. 法人法第14条第2項に定める権利（定款の閲覧等）
2. 法人法第32条第2項に定める権利（社員名簿の閲覧等）
3. 法人法第50条第6項に定める権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
4. 法人法第52条第5項に定める権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
5. 法人法第57条第4項に定める権利（社員総会の議事録の閲覧等）
6. 法人法第129条第3項に定める権利（計算書類等の閲覧等）
7. 法人法第229条第2項に定める権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
8. 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項に定める権利（合併契約等の閲覧等）

(入会)

第11条 当法人の成立後正会員及び賛助会員（「会員」以下同じ。）となるには、当法人所

定の入会申込書により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

- ② 正会員は、本法人の入会の申込と同時に、住所又は勤務地等を考慮のうえ、自らの所属する地区を本法人に届け出なければならない。

(経費の支払義務)

第12条 正会員（社員を含む。）は、社員総会の定める額の会費を支払わなければならない。本条の会費は、法人法第27条に規定する経費とする。

(社員名簿)

第13条 当法人は、会員又は社員の氏名及び住所を記載した「会員・社員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「会員・社員名簿」をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

- ② 当法人の会員及び社員に対する通知又は催告は、「会員・社員名簿」に記載した住所、又は会員又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退会又は退社)

第14条 会員及び社員は、次に掲げる事由によって退会又は退社する。

1. 会員又は社員本人の退会又は退社の申し出。ただし、退会又は退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会又は退社することができる。
 2. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
 3. 正会員にあつては、介護福祉士でなくなったとき。
 4. 1年以上会費を滞納したとき。
 5. 総社員の同意。
 6. 除名。
- ② 会員又は社員の除名は、当法人の名誉を毀損し、その品位を汚損する等正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。
- ③ 退会又は退社した会員又は社員が、既に納入した会費等は、返還されないものとする。

第3章 社員総会

(社員総会の種別)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(社員総会の構成)

第16条 当法人の社員総会は、代議員をもって構成する。

(社員総会の権能)

第17条 社員総会は、この定款で別に定めるもののほか、法人法に規定する事項及び当法人の運営に関する重要な事項について決議する。

(招 集)

第18条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。

③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、代議員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第19条 社員総会は、代議員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第20条 社員総会の議長は、その社員総会において出席した代議員の中から選出する。

(決議の方法)

第21条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第22条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は代議員から提案があった場合において、その提案に代議員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理)

第23条 代議員は、他の代議員に対して、議決権の行使を委任することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事の中からその社員総会において選任された議事録署名人2人以上が、署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第25条 当法人の理事の員数は、3人以上25人以内とする。

(監事の員数)

第26条 当法人の監事の員数は、3人以内とする。

(理事の資格)

第27条 当法人の理事は、当法人の正会員の中から選任する。

(理事及び監事の選任の方法)

第28条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第29条 当法人に会長1人、副会長2人を置き、それぞれ理事会において理事の過半数をもって選定する。

- ② 会長は、法人法上の代表理事とする。
- ③ 会長は、当法人を代表し会務を総理する。
- ④ 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従いその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(理事及び監事の任期)

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- ② 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- ③ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員の実任の免除)

第31条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損

害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、社員のほかすべての正会員の同意がなければ、これを免除することができない。

(報酬等)

第32条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等（報酬・賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益をいう。）の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

② 理事及び監事には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第33条 当法人の理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第34条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について決議する。

1. 社員総会に付議すべき事項
2. 社員総会の決議した事項の執行に関する事項
3. その他社員総会の決議を要しない、当法人の業務の執行に関する事項

(招集)

第35条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

② 会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

(招集手続の省略)

第36条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第38条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第40条 会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第41条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 委員会

(委員会)

第42条 当法人は、第2条に定める目的を達成するため、理事会の決議を経て、委員会を設置することができる。

(委員会設置細則)

第43条 この定款に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、理事会が定める。

第7章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第44条 当法人に顧問及び参与を置くことができる。

② 顧問及び参与は、理事会の決議に基づき、会長が委嘱する。

③ 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、当法人の運営に関して意見を述べるができる。

(顧問及び参与設置細則)

第45条 この定款に定めるもののほか、顧問及び参与に関し必要な事項は、理事会が定める。

第8章 計 算

(事業年度)

第46条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第47条 代表理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

- ② 前項の場合、計算書類については定時社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第48条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第49条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第9章 解散及び清算

(解散の事由)

第50条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

1. 社員総会の決議
2. 正会員が欠けたこと
3. 合併（合併により当法人が消滅する場合）
4. 破産手続開始の決定
5. 裁判所の解散命令

(残余財産の帰属)

第51条 当法人が解散した場合には残余財産があるときは、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第52条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

(事務局設置細則)

第53条 この定款に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、理事会が定める。

第11章 補 則

(規則等への委任)

第54条 当法人の運営に関し必要な事項は、社員総会の決議により定める規則又は理事会の決議により定める細則により、別に定める。

(定款に定めのない事項)

第55条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成25年5月18日から施行する。
- 2 この定款は、平成26年5月17日から施行する。